

令和5年度埼玉県新型コロナウイルス感染症医療提供体制支援事業費 補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、新型コロナウイルス感染症に対応する医療提供体制の構築に資する事業であって、県が適当と認めるものについて、当該事業を実施する医療機関（県内の医療機関のうち、開設者が国以外のもの。以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、別紙1から別紙4までの事業のうち、第5条に定める事業計画書に記載されたものとする。

(交付額の算定方法)

第3条 補助金の交付額は、次により算出された額の合計額を予算の範囲内において交付する。

(1) 令和5年4月1日から令和5年5月7日まで

ア 別紙5「事業区分」欄の1、2及び3の事業については、同「基準額」欄によりそれぞれ算出された額と、対象経費に係る実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

イ 別紙5「事業区分」欄の4の事業については、同「基準額」欄の基準額を選定する。

ウ ア及びイによる選定額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別紙5「補助率」欄に規定する補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(2) 令和5年5月8日から令和5年9月30日まで

ア 別紙6「基準額」欄により算出された額と、対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

イ アによる選定額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別紙6「補助率」欄に規定する補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

第4条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価30万円以上の機械及び器具については、規則第19条により知事が定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

なお、この期間については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が定める期間を準用する。

- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させことがある。
 - (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
 - (7) 事業に係る証拠書類等（電磁的記録による場合も含む）の管理については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
 - (8) 別紙2に規定する病床確保支援事業における病床確保に関して、同5留意事項（2）に規定するとおり、県又は医療機関など新型コロナウイルス感染症患者等の入院調整を行う医療機関等（以下「入院調整を行う医療機関等」という。）から新型コロナウイルス感染症患者の入院受入要請があった場合は、正当な理由なく断ってはならない。
 - (9) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、様式第5号により速やかに知事に報告しなければならない。事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに報告できないときは、令和7年5月31日までにその旨報告しなければならない。
- なお、事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一社、一社所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
- また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- (10) この交付金の交付と対象経費を重複して、他の交付金等の交付を受けてはならない。
 - (11) この補助金を補助対象経費以外に使用してはならない。
 - (12) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。

(事業計画書の作成及び提出)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、様式第1号別紙1に定める事業計画書を作成し、交付の申請に際して、当該計画書を知事に対して提出するものとする。

(申請書の様式等)

第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定めるものとする。

(添付書類)

第7条 規則第4条第2項第1号から第4号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

2 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 当該事業に係る歳入歳出予算書抄本
- (2) その他参考となる資料

(変更申請手続)

第8条 補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更するため変更交付申請を行う場合には、第3条、第5条、第6条及び第7条に準じた手続により行うものとする。

なお、この場合、申請書の様式は様式第1－2号によるものとする。

(交付決定通知書の様式)

第9条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号及び様式第2－2号のとおりとする。

(補助金の支払い)

第10条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した後、補助事業者が提出する請求書に基づいて支払いを行う。

ただし、知事は、必要があると認めるときは、予算額の範囲内において概算払をすることができる。

2 別紙2に規定する病床確保支援事業における空床確保に係る補助金について、同5留意事項が適切に実施されていない場合においては、空床確保に係る補助金の交付の執行停止を行うことがある。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第12条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第3号のとおりとし、その提出期限は、事業完了後30日以内又は補助金申請日の属する年度の9月30日のい

すれか早い日までとする。

ただし、本交付要綱制定前において事業が既に完了している場合等について、その提出期限は、知事が別に定めるものとする。

(添付書類)

第13条 前条の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 所要額精算書
- (2) 事業実績報告書
- (3) 当該事業に係る歳入歳出決算書（見込）の抄本（当該補助事業の決算額を備考欄等に記入すること）
- (4) その他参考となる資料

(確定通知書の様式)

第14条 規則第14条の確定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(補助金の返還)

第15条 この補助金の返還は、次により行うものとする。

- (1) 知事は、別紙2に規定する病床確保支援事業における空床確保に係る補助金については、同5留意事項が適切に実施されていない場合においては、期限を定めて、当該補助金について返還を命ずるものとする。
- (2) 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還を命ずるものとする。

(暴力団排除措置)

第16条 別紙1～別紙4の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者が次のいずれかに該当する場合は補助の対象とならない。

- (1) 役員等（事業を行う者が個人である場合にはその者を、事業を行う者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(その他)

第 17 条 この交付要綱に定める補助対象事業については、第 1 条第 2 項の規定にかかるわらず、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年厚生省・労働省令第 6 号）の適用がある。

附 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 15 日から施行する。なお、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

別紙1

医療従事者特殊勤務手当支援事業

1 目的

この事業は、新型コロナウイルス感染症患者及び重点医療機関においては専用病棟で受け入れる疑い患者（以下「新型コロナウイルス感染症患者等」という。）を受け入れる医療機関に対して補助金を交付し、感染リスクの高い患者への入院診療に携わる医療従事者への特殊勤務手当（以下「危険手当等」という。）の支給に必要な費用を助成することにより、地域における新型コロナウイルス感染症に対応する医療提供体制を構築することを目的とする。

2 補助対象の医療機関

感染症指定医療機関以外の医療機関の病床又は感染症指定医療機関における感染症病床以外の病床（以下「一般病床等」という。）で入院調整を行う医療機関等からの要請に応じて、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れる医療機関。

3 補助対象の事業内容

新型コロナウイルス感染症患者等について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）等に基づき当該患者を一般病床等に入院させ、その診療に携わる医療従事者に対して危険手当等を支給する。

4 補助対象期間

令和5年4月1日から令和5年5月7日まで

5 留意事項

本事業における一般病床等は、原則として県と医療機関が合意した病床に限るものとする。

別紙2

病床確保支援事業

1 目的

この事業は、原則として新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れるための病床を確保する医療機関に対して補助金を交付し、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れる病床の確保及び消毒等に必要な費用を助成することにより、地域における新型コロナウイルス感染症に対応する医療提供体制を構築することを目的とする。

2 補助対象の医療機関

入院調整を行う医療機関等からの要請に応じて、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れる以下の医療機関。

- (1) 「重点医療機関」として県が指定した医療機関のうち、特定機能病院等に該当する医療機関。
- (2) 「重点医療機関」として県が指定した医療機関のうち、(1) を除く一般的な医療機関。
- (3) (1) 及び (2) 以外の医療機関。

3 補助対象の事業内容

- (1) 空床確保（確保中の消毒を含む）

新型コロナウイルス感染症患者等を入院させるための病床を確保し、当該患者を受け入れる。

なお、令和5年5月7日までは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）等に基づき新型コロナウイルス感染症患者等を入院させる病床を確保し、入院調整を行う医療機関等からの要請に応じて当該患者を受け入れる。

- (2) その他消毒

上記（1）で確保した病床等について、令和4年3月11日付け健感発0311第8号厚生労働省健康局結核感染症課長通知「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」に準じて消毒を行う。

4 補助対象期間

令和5年4月1日から令和5年9月30日まで

ただし、超重症・重症病床を除く病床に係る事業については令和5年4月1日から令和5年6月30日までとする。

5 留意事項

- (1) 2 (1) の「特定機能病院等に該当する医療機関」とは、特定機能病院及び特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関とする。特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症

の重症患者を受け入れている医療機関は、具体的には、令和2年4月以降に、体外式膜型人工肺による治療を行う患者が延べ3人以上の月又は人工呼吸器による治療を行う患者が延べ10人以上の月がある医療機関とする。

- (2) 本事業の補助対象となる2(1)から(3)までの医療機関は、入院調整を行う医療機関等からの新型コロナウイルス感染症患者等の入院受け入れ要請があった場合は、正当な理由なく断らないこと。正当な理由なく患者を受け入れなかった場合には、空床確保にかかる補助金の返還又は申請の取り下げを行うこと。
- (3) 本事業の補助対象となる2(1)から(3)までの医療機関は、日々の空床数や入院患者の数等について県に報告を行うほか、医療機関等情報支援システム(G-MIS)に病床の使用状況及び受入可能病床数等の入力を確実に行うことにより入院受入状況等を正確に把握できるようにし、新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)に必要な情報の入力を行うこと。
- (4) 3(1)の「空床確保」とは、新型コロナウイルス感染症患者等の入院のために確保するものとして、原則として県と医療機関が合意した病床に限るものとする。

また、空床確保の対象となる病床には、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れるために休床とした病床(休止病床)を含むものとする。

これらの病床には、補助金が支給されている間、新型コロナウイルス感染症患者以外の患者を受け入れてはいけないものとする。

- (5) 病床確保料の一部については、新型コロナウイルス感染症患者等の対応を行う医療従事者に対して処遇改善を行うために用いることとし、県に処遇改善内容の報告をするものとする。

別紙3

医療従事者宿泊支援事業

1 目的

この事業は、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れる医療機関において当該入院患者に対応する医療従事者に対し、負担軽減及び感染拡大防止の観点から宿泊先を確保する医療機関に必要な費用を助成することにより、地域における新型コロナウイルス感染症に対応する医療提供体制を構築することを目的とする。

2 補助対象の医療機関

入院調整を行う医療機関等からの要請に応じて、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れる医療機関。

3 補助対象の事業内容

(1) 宿泊施設滞在

新型コロナウイルス感染症患者等に対応する医療従事者の負担軽減及び感染拡大防止のため、宿泊施設に滞在するための費用を支援する（ただし付帯施設の利用料金は除く。）。

(2) 宿泊施設借り上げ

新型コロナウイルス感染症患者等に対応する医療従事者の負担軽減及び感染拡大防止のため、滞在施設を借り上げるための費用を支援する。

4 補助対象期間

令和5年4月1日から令和5年5月7日まで

5 留意事項

本事業の対象は、医療機関があらかじめ契約等により指定する宿泊施設であつて、医療従事者が新型コロナウイルス感染症患者等の対応のため業務が深夜に及んだ場合、若しくは基礎疾患有する家族等と同居しており帰宅することが困難である場合等に限るものとする。

別紙4

感染症患者入院受入協力支援事業

1 目的

この事業は、一般病床等で新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関に対して補助金を交付し、医療機関の負担軽減と医療従事者の感染防止に必要な費用を助成することにより、地域における新型コロナウイルス感染症に対応する医療提供体制を構築することを目的とする。

2 補助対象の医療機関

入院調整を行う医療機関等からの要請に応じて、一般病床等で新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関。

3 補助対象の事業内容

一般病床等で新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる。

4 補助対象期間

令和5年4月1日から令和5年5月7日まで

5 留意事項

本事業における一般病床等は、県と医療機関が合意した病床に限るものとする。

別紙5

埼玉県新型コロナウイルス感染症医療提供体制支援事業費補助金交付額算定基準

事業区分	基準額	対象経費	補助率
1 医療従事者特殊勤務手当支援事業	【上限額】 1日あたり 4,000 円/人	新型コロナウイルス感染症患者等について一般病床等に入院させ、その診療に携わる医療従事者に対して医療機関が支給する特殊勤務手当（危険手当等）。	10/10
2 病床確保支援事業	(1) 空床確保 ただし、医療機関における即応病床使用率（前3か月間）が県の平均の30%を超えて下回る医療機関は〔 〕内を適用する。なお、病床の機能と患者像に乖離があるなど、地域の実情によりやむを得ないと県が判断した場合は除く。 ア 別紙2「2(1)」 (ア) 稼働病床 a ICUを確保する場合 436,000円〔305,000円〕に確保日数(※)を乗じた金額 b HCUを確保する場合 211,000円〔148,000円〕に確保日数(※)を乗じた金額 c 上記以外の病床を確保する場合 74,000円〔52,000円〕に確保日数(※)を乗じた金額 (イ) 休止病床（即応病床1床あたり2床まで（ICU・HCU病床は4床まで）） a ICUを確保する場合 436,000円〔305,000円〕に確保日数(※)を乗じた金額 b HCUを確保する場合 211,000円〔148,000円〕に確保日数(※)を乗じた金額 c 療養病床を確保する場合 16,000円〔11,000円〕に確保日数	(1) 空床確保（確保中の消毒を含む） 空床確保料	10/10

	<p>(※)を乗じた金額</p> <p>d 上記以外の病床を確保する場合 74,000 円 [52,000 円] に確保日数</p> <p>(※)を乗じた金額</p> <p>イ 別紙2「2(2)」</p> <p>(ア) 稼働病床</p> <p>a ICUを確保する場合 301,000 円 [211,000 円] に確保日数</p> <p>(※)を乗じた金額</p> <p>b HCUを確保する場合 211,000 円 [148,000 円] に確保日数</p> <p>(※)を乗じた金額</p> <p>c 上記以外の病床を確保する場合 71,000 円 [50,000 円] に確保日数</p> <p>(※)を乗じた金額</p> <p>(イ) 休止病床（即応病床1床あたり 2床まで（ICU・HCU病床は4床ま で））</p> <p>a ICUを確保する場合 301,000 円 [211,000 円] に確保日数</p> <p>(※)を乗じた金額</p> <p>b HCUを確保する場合 211,000 円 [148,000 円] に確保日数</p> <p>(※)を乗じた金額</p> <p>c 療養病床を確保する場合 16,000 円 [11,000 円] に確保日数</p> <p>(※)を乗じた金額</p> <p>d 上記以外の病床を確保する場合 71,000 円 [50,000 円] に確保日数</p> <p>(※)を乗じた金額</p> <p>ウ 別紙2「2(3)」</p> <p>(ア) 稼働病床</p> <p>a ICU内の病床を確保する場合 97,000 円 [68,000 円] に確保日数</p> <p>(※)を乗じた金額</p> <p>b 重症患者又は中等症患者を受け入 れ、酸素投与及び呼吸モニタリング などが可能な病床を確保する場合 41,000 円 [29,000 円] に確保日数</p> <p>(※)を乗じた金額</p>	
--	--	--

	<p>c 上記以外の場合 16,000 円 [11,000 円] に確保日数 (※)を乗じた金額</p> <p>(イ) 休止病床（即応病床 1 床あたり 2 床まで（ICU・HCU 病床は 4 床まで））</p> <p>a ICU 内の病床を確保する場合 97,000 円 [68,000 円] に確保日数 (※)を乗じた金額</p> <p>b 重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合 41,000 円 [29,000 円] に確保日数 (※)を乗じた金額</p> <p>c 上記以外の場合 16,000 円 [11,000 円] に確保日数 (※)を乗じた金額</p> <p>※新型コロナウイルス感染症患者等の受入れ病床を確保した日数(最大空床確保日数)から新型コロナウイルス感染症患者等又は一般患者の受入れにより病床を使用した日数を差し引いた日数とする。</p> <p>(2) その他消毒 知事が必要と認める額</p>	<p>(2) その他消毒 消毒に必要な賃金、報酬、謝金、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料、賃借料、備品購入費 ・令和 4 年 3 月 11 日付け健 感発 0311 第 8 号 厚生労働省健康局結核感染症課長通知 「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」に準じて消毒を行った場合に限る。</p>	
3 医療従事者宿泊支援事業	<p>【上限額】</p> <p>(1) 宿泊施設滞在 1 泊あたり 13,100 円 / 人</p>	<p>(1) 宿泊施設滞在 新型コロナウイルス感染症</p>	10/10

	<p>(2) 宿泊施設借り上げ 1日あたり 13,100 円/室</p>	<p>患者等に対応する医療従事者のホテル等の宿泊費（付帯施設の利用料は除く）</p> <p>(2)宿泊施設借り上げ 新型コロナウイルス感染症患者等に対応する医療従事者の滞在施設の借上費及び借上に付随する経費（備品・消耗品レンタル料、消耗品・備品購入費、役務費等）</p>	
4 感染症患者入院受入協力支援事業	<p>新型コロナウイルス感染症患者等受入れ</p> <p>ア 一般病床等で受け入れる重症の新型コロナウイルス感染症患者</p> <p>(ア)ECMO 患者 1人あたり 500,000 円</p> <p>(イ)その他 1人あたり 250,000 円</p> <p>※土曜日、日曜日及び祝日又は時間外（午後 6 時から翌朝 8 時）に新たに一般病床等で受け入れる新型コロナウイルス感染症患者については、1人あたり 250,000 円を加算する。</p> <p>イ 一般病床等で受け入れる重症以外の新型コロナウイルス感染症患者 土曜日、日曜日及び祝日又は時間外（午後 6 時から翌朝 8 時）に受け入れる患者 1人あたり 250,000 円。</p>	無し	10/10

別紙6

埼玉県新型コロナウイルス感染症医療提供体制支援事業費補助金交付額算定基準

事業区分	基準額	対象経費	補助率
病床確保支援事業	<p>(1) 空床確保 ア 別紙2「2(1)」 (ア) 稼働病床 a ICUを確保する場合 218,000円に確保日数(※1)を乗じた金額 b HCUを確保する場合 106,000円に確保日数(※1)を乗じた金額 c 上記以外の病床を確保する場合 37,000円に確保日数(※1)を乗じた金額 (イ) 休止病床(即応病床1床あたり1床まで(ICU・HCU病床は2床まで))(※2) a ICUを確保する場合 218,000円に確保日数(※1)を乗じた金額 b HCUを確保する場合 106,000円に確保日数(※1)を乗じた金額 c 療養病床を確保する場合 16,000円に確保日数(※1)を乗じた金額 d 上記以外の病床を確保する場合 37,000円に確保日数(※1)を乗じた金額 イ 別紙2「2(2)」 (ア) 稼働病床 a ICUを確保する場合 151,000円に確保日数(※1)を乗じた金額 b HCUを確保する場合 106,000円に確保日数(※1)を乗じた金額 c 上記以外の病床を確保する場合 36,000円に確保日数(※1)を乗じた金額</p>	<p>(1) 空床確保(確保中の消毒を含む) 空床確保料</p>	10/10

	<p>た金額</p> <p>(イ) 休止病床（即応病床 1 床あたり 1 床まで（ICU・HCU 病床は 2 床まで））（※ 2）</p> <p>a ICU を確保する場合 151,000 円に確保日数（※ 1）を乗じた金額</p> <p>b HCU を確保する場合 106,000 円に確保日数（※ 1）を乗じた金額</p> <p>c 療養病床を確保する場合 16,000 円に確保日数（※ 1）を乗じた金額</p> <p>d 上記以外の病床を確保する場合 36,000 円に確保日数（※ 1）を乗じた金額</p> <p>ウ 別紙 2 「2(3)」</p> <p>(ア) 稼働病床</p> <p>a ICU 内の病床を確保する場合 97,000 円に確保日数（※ 1）を乗じた金額</p> <p>b 重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合 41,000 円に確保日数（※ 1）を乗じた金額</p> <p>c 上記以外の場合 16,000 円に確保日数（※ 1）を乗じた金額</p> <p>(イ) 休止病床（即応病床 1 床あたり 1 床まで（ICU・HCU 病床は 2 床まで））（※ 2）</p> <p>a ICU 内の病床を確保する場合 97,000 円に確保日数（※ 1）を乗じた金額</p> <p>b 重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合 41,000 円に確保日数（※ 1）を乗じた金額</p>	
--	--	--

	<p>c 上記以外の場合 16,000 円に確保日数(※1)を乗じた金額</p> <p>※1 新型コロナウイルス感染症患者等の受入れ病床を確保した日数(最大空床確保日数)から新型コロナウイルス感染症患者等又は一般患者の受入れにより病床を使用した日数を差し引いた日数とする。</p> <p>※2 ICU・HCU 病床ではない即応病床について、多床室を即応病床とする場合であって、構造上の理由により個室化することが困難である特別な事情があると認められる場合には、即応病床1床あたり休止病床を2床とすることを可能とする(ただし、令和5年2月末までに確保された即応病床であって、当該即応病床に係る休止病床数を2床以上(病床確保料の補助対象は2床まで)としていた場合に限る。)</p> <p>(2) その他消毒 知事が必要と認める額</p>		
--	---	--	--